

高齢者インフルエンザ予防接種を実施します

高齢者を対象に、インフルエンザの予防接種を次のとおり実施します。
 なお、インフルエンザの予防接種を受ける法律上の義務はありませんので、自らの意思で接種するかを決めてください。予防接種をご希望の方は、事前に医療機関にご確認ください。

- 対象者
 次の①または②に該当し、接種を希望する方
 ① 接種日当日に満 65 歳以上の方
 ② 接種日当日に満 60 歳以上 65 歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫の機能に障がいがある方
- 自己負担金 1,000 円 ※生活保護受給者、町民税非課税世帯の方は無料
- 持参するもの 健康保険証
 ※生活保護受給者は生活保護受給者証、町民税非課税世帯の方は接種費用助成対象者証明書（保健センターに本人確認できるものを持参して、申請いただき発行されるもの）

【町指定医療機関で接種する場合】

- 実施期間 10月1日（火）～令和7年1月31日（金）
- 実施医療機関
 越生町・・・市川医院、越生メディカルクリニック、かあいファミリークリニック
 毛呂山町・・・ゆずの木台クリニック、長瀬クリニック、初野医院、おっぺ小児科アレルギー科
 クリニック、ハピネス会川角クリニック、街かどのクリニック、丸木記念福祉メ
 ディカルセンター、HAPPINESS館クリニック、ふたばクリニック、毛呂
 山整形外科内科

※予診票は各医療機関にあります。

【町指定医療機関以外で接種する場合】

町指定医療機関以外の「かかりつけ医」または「疾患等の主治医」で接種を希望する方は、事前に保健センターで予診票を受領のうえ予防接種を受けてください。

- 実施期間 10月1日（火）～令和7年1月31日（金）
- 実施医療機関
 町と埼玉県医師会が契約し、接種協力医の登録をされている医療機関
 （県外等で接種を希望される場合は、あらかじめ保健センターへご相談ください）
- 健康被害救済制度
 インフルエンザ予防接種によって、健康被害が生じた際、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）が受けられる場合があります。申請に必要な手続きなどについては、越生町保健センターにご相談ください。

保健センター ☎ 292-5505

こどものインフルエンザ予防接種費用の一部を助成します

10月1日からこどものインフルエンザ予防接種費用の助成を行います。

- 助成対象者 越生町に住居登録がある生後6か月から高校3年生に相当する年齢の方
- 助成対象期間 10月1日（火）～令和7年1月31日（金）
 ※助成対象期間中に医療機関で予防接種を受けてください。
 ※期間中以外の日に接種した場合は助成の対象になりません。
 ※接種する医療機関の指定はありません。
- 助成金額
 1回目の接種 3,000 円 2回目の接種 2,000 円
 ※接種にかかった費用が助成金額に満たない場合は、医療機関に支払った金額になります。
 ※生活保護受給者の方は、接種にかかった費用の全額を助成します。
- 助成の申請方法
 助成期間中に予防接種を受けた後、①～④を持参して、保健センターで申請してください。
 ① 医療機関が発行した接種費用領収書
 ② 医療機関が発行した接種済証明書または接種を記載した母子健康手帳
 ③ 助成金を振り込む金融機関の通帳
 ④ 認印
 ※生活保護受給者の方は、①～④と生活保護受給者証
- 助成の申請期間 予防接種を受けた日から1年以内
- 健康被害救済制度 この予防接種は任意の予防接種であるため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による「医薬品副作用被害救済制度」に基づく救済の対象になります。
- ※令和5年度中（令和5年10月1日～令和6年1月31日）にお子さんが接種を受け、まだ助成の申請がお済みでない方は、早めに申請してください。（接種を受けた日から1年を越えた場合、助成はできませんので、ご注意ください。）

保健センター ☎ 049-292-5505

災害時避難行動要支援者登録制度について

災害時避難行動要支援者登録制度とは、災害発生時に自力で避難することが困難な一人暮らしの高齢者や障がい者の方に、避難行動要支援者名簿へ登録していただく制度です。名簿に登録をすることで、地域で情報が共有され、災害時の情報伝達や避難誘導等が迅速・的確にできる体制づくりを目的としています。

■避難行動要支援者名簿に掲載となる方

次のいずれかに該当する方のうち、災害発生時において避難情報の入手、避難の判断または避難行動を自ら行うことが困難（家族等の介助により避難に支障がない方を除く。）で、それらの支援を受けるために必要な自己に関する個人情報に関係機関へ提供することに同意した在宅の方を対象とします。

高齢者	・要介護3～5 ・75歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯
障がい者	・身体障害者手帳1級・2級 ・療育手帳④・A ・精神障害者保健福祉手帳1級

※その他、災害時の支援を必要とし、名簿への掲載を希望する方

■登録申請について

登録申請書に必要事項を記入し、健康福祉課窓口または、担当区域の民生委員へ提出してください。登録申請書は、健康福祉課で配布しております。また、町のホームページからもダウンロードできます。

※登録された方の情報は、消防組合や警察署などの関係機関のほか、民生委員や各区の自主防災組織等に提供しますが、支援活動に関すること以外には利用しません。

■登録にあたって

災害時における避難行動要支援者の支援は、支援する側のボランティア精神に基づくものであるため、被害の状況によりますが、地域の皆様のご協力によって、できる範囲内での支援となります。

また、各世帯へ配布をしている「越生町防災マップ」を参考に、備蓄品を確保するなど、日ごろから災害時への備えをしておきましょう。

健康福祉課 福祉担当 ☎内線 112

「第4回障がい者アート展inおごせ」の作品を募集します

○開催期間 12月6日（金）～12月10日（火）（予定）

○会場 里の駅・おごせ【観光センター】 越生町越生 741- 2

○応募資格 埼玉県内在住、在学、在勤の障がいのある方

○応募作品 作品の種類は平面作品（絵画、書、折り紙等）、立体作品（造形）など。素材やテーマは自由。応募点数は1作者につき1点。

○募集期限 11月8日（金）まで

○応募方法 応募用紙を添付のうえ越生町役場健康福祉課福祉担当まで直接搬入をお願いいたします。応募用紙は越生町役場健康福祉課窓口、または町ホームページからダウンロードできます。

※搬入された作品が、他者の著作権にふれる場合、公序良俗に反すると判断された場合は展示できませんのでご了承ください。

※作品は努めて保護しますが、正常な管理状態のもとにおいて生じた事故（損傷、紛失、盗難等）による損傷については、主催者はその責任を負いませんのでご了承ください。

※応募いただいた作品の写真を本事業の紹介・宣伝等のために新聞、雑誌、ホームページ掲載等を使用することがありますのでご了承ください。

健康福祉課 福祉担当 ☎内線 112